

平成28年 8 月10日

陳情第73号

政務活動費支出に関する「説明責任」を明文化する陳情

政務活動費支出に関する「説明責任」を明文化する陳情

【陳情趣旨】

当会は「市民と議会の懸け橋」を目的に活動していますが、現在は政務活動費に関心を持っており、そこで平成26年度の政務活動費出納帳簿並びに領収証を確認した結果、複数の議員に支出内容の確認を求めました。

締切日を3月末とさせて頂きましたが、3名の議員が未回答でしたので、2度催促致しましたが、依然として未回答となっております。

そこでこれまでの経緯を当会の月例会で説明し、今後の対応につき意見交換したところ、少数の議員とはいえ政務活動費の財源を理解しない議員が存在し市民団体と真正面から向き合う姿勢が見えない状況では議員に説明責任を再認識して頂くためにも「政務活動費の交付に関する条例」において「説明責任」を明確にする条文の追加を陳情しよう、と成りました。

現在の「説明責任」は「政務活動費執行の手引き」の1ページに謳われているだけです。「政務活動費執行の手引き」は議会での議決を得て制定されたものでなく、過去の慣例や代表者会議での確認事項を整理したもの、とお聞きしています。

従って今回の陳情は、「手引き」の改訂でなく、採決を必要とする条例の改定を求めて陳情と致しました。

また「手引き」記載の「説明責任」は監査請求や返還訴訟が提起された場合を想定していますが、当会では「市民から説明を求められた場合」を加え、政務活動費の交付に関する条例において「説明責任」の明文化を求めて以下の通り陳情致します。

再度申しあげますが、政務活動費の財源を考えれば、納税者たる市民から説明を求められた場合には「説明する義務」があるものと考えます。「説明責任」即ち「説明の義務」と理解しています。

また市民自身には調査権限がありませんので、支出内容等に関する内容確認は議員本人に確認するしか方法がありません。このことも「説明責任」を求める一つの理由です。

(注) 下記陳情は、政務活動費執行の手引きを引用していますが、アンダーラインの部分を追加しました。

【陳情項目】

「小田原市議会政務活動費の交付に関する条例」に次の条文を追加することを陳情致します。

(説明責任)

第〇条 政務活動費の支出にあたっての最終的な責任は、議員個人に帰属することとなる。このため政務活動費に関する監査請求や返還訴訟が提起された場合並びに市民から説明を求められた場合、議員は証拠書類を基に政務活動費を適正に支出したことを自ら立証することになる。

平成28年8月10日

小田原市議会議員

武松 忠 様

提出者

小田原市小八幡3-14-11B201

小田原市議会を考える市民の会

世話人代表 平野 茂樹 ㊞